

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。

また、連結財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(1985年郵政省令第26号)により作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

なお、財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)に係る連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)に係る財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

(1) 公益財団法人財務会計基準機構等の団体へ加入しています。

(2) 国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

また、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

目次

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

- ① 連結財政状態計算書
- ② 連結損益計算書
- ③ 連結包括利益計算書
- ④ 連結持分変動計算書
- ⑤ 連結キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表注記

1. 報告企業
 2. 作成の基礎
 3. 重要な会計方針
 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断
 5. 未適用の新基準
 6. セグメント情報
 7. 現金及び現金同等物
 8. 営業債権及びその他の債権
 9. 有価証券及びその他の金融資産
 10. 棚卸資産
 11. 売却目的で保有する資産
 12. 有形固定資産
 13. のれん及び無形資産
 14. 持分法で会計処理されている投資
 15. その他の資産
 16. 営業債務及びその他の債務
 17. 短期借入債務及び長期借入債務
 18. 従業員給付
 19. 引当金
 20. その他の金融負債
 21. その他の流動負債
 22. 資本
 23. 配当金
 24. 顧客との契約から生じる収益
 25. 営業費用
 26. 金融収益及び金融費用
 27. 仲裁裁定金収入
 28. 法人税等
 29. 重要な子会社
 30. 関連当事者との取引
 31. リース
 32. コミットメント
 33. 偶発債務
 34. 公正価値の測定
 35. 金融商品
 36. 1株当たり当期利益
 37. 後発事象
 38. 初度適用（IFRSへの移行に関する開示）
- (2) その他